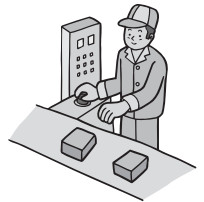


# 生産性向上特別措置法により

## 中小企業の設備投資を

支援します！



中小企業の生産性向上を図るため、今後3年間を集中投資期間と位置付け、市町村から「先端設備等導入計画」の認定を受けた中小企業の設備投資を支援するものです。

### 先端設備等導入計画

中小企業者が設備投資を通じ労働生産性の向上を図るための計画です。

- 対象／中小企業等経営強化法第2条第1項に規定する中小企業者
- 申請先／小樽市（産業港湾部産業振興課）

※設備を取得する時期については、活用する制度等により十分確認してください。

### 主な支援措置

#### 【固定資産税の特例】

一定要件を満たし、認定を受けた「先端設備等導入計画」に基づき取得した機械装置などに係る固定資産税が3年間ゼロに軽減されます。

ただし、最低取得価額や販売開始時期などの条件があります。

- 対象／資本金1億円以下の法人、従業員数千人以下の個人事業主等（大企業の子会社を除く）

#### 【補助金における優先採択等】

「先端設備等導入計画」の認定を受けると、次の補助金における優先採択（審査の加点）の対象となります。

- ものづくり・サービス補助金（補助率のかさ上げ措置があります）
- 持続化補助金
- サポイン補助金

- I-T補助金（I-T補助金の第一次および第二次公募分では「先端設備等導入計画」の認定は不要となっています）

※各補助金名は略称です。

申請について、詳しくはホームページをご覧になるか、産業振興課へお問い合わせください。

◆お問い合わせは、産業振興課 ☎ 4111内線263、FAX ☎ 7432へどうぞ。

## 3人目以降の保育料が無料になります

同一世帯に子どもが3人以上いる世帯について、世帯の収入や子どもの年齢にかかわらず、同一世帯の中で第3子以降の子どもについては、認可保育所および認定こども園（保育部分）を利用する場合の保育料が9月分から無料になります。



#### これまでは・・・

おおむね360万円以上の年収がある世帯では、小学校就学前の子どもの中で第3子以降の子どもの保育料は無料でした。

小学生 保育園利用 保育園利用

第1子 第2子  
保育料半額

保育園を利用する第1子として計算＝次女	3万900円
保育園を利用する第2子として計算＝三女	1万5450円(半額)
<b>世帯合計</b>	<b>4万6350円</b>

#### 9月分の保育料から

世帯の年収や、子どもが小学校就学前か後にかかわらず、第3子以降の子どもの保育料が無料になります。

小学生 保育園利用 保育園利用

第1子 第3子  
保育料無料

保育園を利用する第1子として計算＝次女	3万900円
同一世帯の中の第3子として計算＝三女	無料
<b>世帯合計</b>	<b>3万900円</b>

同一世帯の中で「3番目以降」の子どもを「第3子以降」の子どもとして数えます。

以下の世帯は、これまでと同様に第2子以降の子どもの保育料も無料になります。

- ・ 市民税非課税世帯で、子どもの年齢に関係なく、第2子以降の子どもである場合
- ・ 年収がおおむね640万円未満の世帯で、子どもの年齢に関係なく、第2子以降の子どもで年度当初に3歳未満の子どもである場合
- ・ 年収がおおむね360万円未満、かつ、ひとり親世帯等で、子どもの年齢に関係なく、第2子以降の子どもである場合

※なお、8月までの保育料は前々年分、9月からの保育料は前年分の世帯の年収に基づきます。

◆詳細 こども育成課 ☎ 4111内線304、FAX ☎ 7031